

# コッコロ通信

けんじょう者としうがい者  
そんなことばのある世界  
ちょっと心が微妙です  
(H25 人権メッセージ優秀作品)



聞いてほしい ぼくの気持ち  
聞いてあげる きみの気持ち  
(H25 人権メッセージ優秀作品)



## もくじ

2P~3P

講演会レポート 現代の人権問題—  
『連續大量差別はがき事件』  
浦本 誉至史さん

4P~5P

人権課題について学ぼう  
『拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害』  
『障がい者の人権』

6P~7P

トピックス 人権週間について  
シリーズ ヴォルターズ事業の紹介 等  
『ハンセン病回復者等の人権』

8P

市町村の人権啓発の取組み 〈長洲町〉

# 現代の人権問題一 「連續大量差別はがき事件」

平成 26 年 8 月 5 日(火)に県庁地下大会議室で開催した人権同和問題指導者育成講座において、部落史研究者 浦本誉至史(うらもとよしふみ)さんに、「現代の人権問題—『連續大量差別はがき事件』から」と題して御講演いただきました。現代の人権侵害の実例としての「連續大量差別はがき事件」の被害者として実体験に基づいたお話をありました。



## 1 はじめに：

私自身が体験をしたのは極めて個人的で、しかも極めて特殊な体験ですけれども、この体験の中に、今直面している現代日本人権問題の全てに共通するものというか、その根幹に関わるようなものがあるというふうに私は思ったんですね。

今日私がお話する話には、実は明確なキーワードが 2 つあります。まず第 1 が「無知」という言葉です。知らないからこそ差別をするんですね。

それから第 2 のキーワードは、少子高齢化社会の中でどんどん人間関係が希薄になっているということ、つまり、「希薄な人間関係」という言葉なんですね。

この 2 つが現代の日本人権問題を引き起こす大きな原因になっているということです。この 2 つが、実は私の体験したことにしてはまつたんですね。

## 2 「連續大量差別はがき事件」：

### (1) 事件の概要

2003 年 5 月から 2004 年 10 月までの間、東京都内を中心にして全国の被差別部落の出身者が、何者かによって執拗に差別はがきや手紙を連日送りつけられるという事件が起きました。はがきを書いた本人はどういうわけか私が被差別部落の出身者であるということや、私の住所も知っていて、直接差別はがきを書いて送ってきたのです。

被害総件数は 400 数十件にのぼり、被害者の総数は 100 人を上回ります。400 数十件の被害なんですが、なぜか浦本誉至史という一人の個人が受けた被害が、99 件にのぼっていて、全体の 4 分の 1 が実は私一人が受けた被害なんですね。

### (2) 個人への嫌がらせと差別の実態

更に驚いたのは、私に毎日差別はがきを送ってきたのと同じ犯人が、実は被差別部落の出身者だけを差別して攻撃していたわけではないことが分かってくるんです。

菊池恵楓園の宿泊拒否事件があった時、菊池恵楓園には日本全国からものすごい数の抗議の手紙やはがきが送られてきました。

税金泥棒というような内容の抗議の手紙やはがきを書いた人たちはハンセン病問題について知っていたと思われますか。知らないから平気で書いているわけです。でもやったことはとんでもない人権侵害なんです。つまり差別とは無知だから行われるわけです。

ところで、こういう話は、実は私が最初から知っていたわけではなくて、ちょっと経過があるんです。



何で私が知ったかというと、菊池恵楓園へ送られた抗議の手紙の1通が、東京都足立区浦本誉至史という差出人からのものだったんです。私に毎日差別はがきを送ってくるのと同じ犯人が私の名前を使って書いたものだったんです。

犯行はエスカレートし、2003年10月から2004年10月までの1年間に、不特定多数の私の周辺住民に対して、私を中傷するはがきが計7回にわたって送りつけられました。周辺住民の中には、実際に不安を口にする人が出てきて、私に出ていってほしいということで、いろんな嫌がらせをしたということがはっきりと裁判で証明されています。

### (3) 犯人逮捕と犯行動機について

2004年10月19日に容疑者が逮捕されました。逮捕されたのは、両親と一緒に都内で生活をしていた34歳無職の青年だったんです。(以下「S君」とする。) 彼は被差別部落や解放運動とは何の関係もなかったし、被害者の誰一人として面識もなかったんですよ。

そして公判廷で犯行動機が明確になりました。最大の犯行動機は、10年前に東京都内の大学を卒業した後、なかなか就職ができず、強いストレスを抱えていました。これがほとんど全てだったと言いました。「自分と全く無関係の被差別部落を徹底的に差別してストレスを解消しようと思った。自分より下の存在を苛めて楽になりたかった。」これが犯行動機の全てであって、これ以外には全く何もないと言うんです。

彼は400数十件の犯行のうち、4分の1は浦本誉至史という特定の個人に対してやっているわけですよ。客観的に見れば誰でも良いわけではないようにも思えますよね。それから大体何で、被害者の名前と住所が分かったのかという問題があります。

彼は、「犯行直前に、図書館で偶然手に取った『同和利権の真相』という本に強い影響を受けたことが、直接今回の事件を起こしたきっかけでした。」というふうに法廷で述べていますが、その「同和利権の真相」の隣にあった本が私の書いた本だったんです。図書館にある本のどこかに名前が載っている。それを電話帳で検索したら住所が分かる。そこで攻撃したって言うんですよ。

今回の被害はすべて彼が作りました。けれども彼からだけ被害を受けたわけじゃないんですよ。例えば私の周辺住民である第三者から、何も悪いことをしていないのに、町から出ていけといって嫌がらせを受けたわけですよ。

それからインターネットです。この事件でマスコミに私の名前が出ましたので、事件の直後からしつこく私のことを攻撃するインターネットでの書き込みが今でもずっと続いているんです。

こんなことをされると、「S君のような人間はそうそう世の中にいないから。」と周囲から言われても、そういう気持ちになれなくなるんですよ。実は、私たちの社会には無数のS君がいるんです。現に、この事件は10年前に起こった事件ですが、この事件以降、同種の事件が日本全国で多発するようになりました。差別事件じゃなくても、例えば無差別殺人事件なんかもあります。逮捕された直後に言う言葉が、皆一人残らずS君と同じことを口にするわけですよ。「誰でもよかった。」と。

## 3 現代の部落差別はどう立ち向かうか

今、日本の若い人们は、不安定就労に苦しみ、人との繋がりをどんどん失っているわけですよ。そこへ人権問題に対する無知が重なってくるとどういうことが起こるか。そのことが私たちの目の前にはっきりとした形で現れたのが「連續大量差別はがき事件」だったと思うんですね。

非常に不幸な事件です。だからもうこんな事件の被害者は一人として生み出してほしくない。その為には、若い人们に向かって、私たち大人が真実を伝えていかなければいけないと思うんです。無知を放置しては駄目だということですよ。それしか方法がないように思うんです。これが、私が自分の体験から、最終的にたどり着いた結論です。

# 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害

- 北朝鮮による拉致問題に関心を持っていますか？
- 拉致問題の解決のため、あなたにできることは何ですか？

## Q1 どんな課題がありますか？

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となる事件が起きました。日本の当局による捜査や亡命北朝鮮工作員の証言等により、これらの事件の多くが北朝鮮による拉致の疑いが濃いことが明らかになりました。

2002年の日朝首脳会談において、北朝鮮側は長年否定していた日本人の拉致を初めて認め謝罪しました。北朝鮮当局による日本人拉致は国家による犯罪行為であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

政府認定の日本人拉致被害者17名のうち、5名とその家族の帰国は実現しましたが、残された12名の拉致被害者に加え、拉致の可能性を排除できない多くの方々が安否不明のままとなっています。

一方で、この問題に対する無理解や誤解から、直接関係のない在日韓国・朝鮮人の人々に対する嫌がらせ等の二次的被害も生じています。

## Q2 どんな取組みが行われていますか？

平成18年に公布・施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、国及び熊本県では、北朝鮮当局による拉致問題の解決に向けた様々な取組みを行っています。

### 国の取組み

- ・ 拉致問題解決に向け戦略的取組及び総合的対策を推進するため、内閣総理大臣を本部長とする拉致問題対策本部の設置
- ・ 北朝鮮当局によって拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民の安否等についての情報の収集及び調査の実施
- ・ 北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発
- ・ 国連総会、サミットをはじめとする各種国際会議・首脳会談等様々な外交上の機会を捉えた国際社会への問題提起など

### 熊本県の取組み

国との連携を図りつつ、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間（毎年12月10日～16日）」を中心として、次のような取組みを行っています。

- ・「北朝鮮拉致問題解決に向けた講演会」の開催
- ・県庁、地域振興局、各市町村等公共施設でのポスター、写真パネル展示
- ・県ホームページ、広報誌を活用した周知、啓発など

## Q3 わたしたちにできることは？

この問題は解決していない重大な人権侵害であるという認識を深め、この問題に関心を持ち続けることが大切です。

もしもあなたが…もしもあなたの家族が…ある日突然連れ去られ、数十年が過ぎた今も、ふるさとから遠く離れた国で救出を待ち続けているとしたら、あなたはどうしますか？

拉致被害者やその家族の思いを受けとめ、この問題に関心を持ち続けることが、問題解決に向けた大きな力になります。

# 障がい者の人権

- 障がいのある人を特別扱いしたり、障がいのある人は我慢するのが当然と考えたりしていませんか？
- 「障がい」は、誰にでも生じる身近なことであると考えていますか？

## Q1 どんな課題がありますか？

### 障がい者の社会参加をはばむ障壁（バリア）

物理的なバリア：スロープやエレベーターの不備のように、道路や建物などが整備されていないために使いにくい状態であることなどです。

制度的なバリア：障がいがあることによって、就学や進学、就職などが制限されることなどです。

文化・情報面のバリア：障がいがあることや手話等の対応がなされないことによって、文化や情報に接する機会が制約されることなどです。

こころのバリア：障がい(者)に対する誤解や無関心による発言や行動により、障がい者が嫌な思いをすることなどです。

### 障がい（者）に対する理解不足や固定的なマイナスイメージがあることです

「障がい者」としてひとくくりに捉えられたり、「特別な人」と決めつけられたりすることで、本来はそれぞれで違うはずの、障がいの特性や必要な支援について理解されないことがあります。

※この他にも、障がいのある人が、障がいのない人と同じような日常生活や社会生活を送る上で障壁となるものがあります。

## Q2 どんな取組みが行われていますか？

### 国の取組み

障害者権利条約の締結に向けた国内の制度改革を進めるため、内閣府に障がい者制度改革推進本部が設置され（2009）、障害者基本法の改正（2011）、障害者虐待防止法の制定（2011）、障害者総合支援法の成立（2012）、障害者差別解消法の制定（2013）といった国内法の整備が行われました。

これを受け、障害者権利条約の締結が国会で承認され（2013）、2014年2月から発効しています。障害者権利条約は、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者が社会に参加し、包容されることなどを定めており、今後、我が国における障がい者の権利の実現に向けた取組みが一層強化されることになります。

### 熊本県の取組み

#### 第4期熊本県障がい者計画「くまもと・夢・障がい者プラン（2011年度～2014年度）

すべての障がい者が「熊本に生まれてよかった、住んでよかった、これからもずっと住み続けたい」と思える社会の実現を基本目標に掲げ、障がい者が地域で安心して生活を営むことができるよう、地域生活への移行支援などの重点施策をはじめ、障がい者施策の総合的な推進に取り組んでいます。

#### 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例（2011）

障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会（共に生きる熊本）の実現を目指して制定されました。

## Q3 わたしたちにできることは？

障がいのある人も、そうでない人も、同じように能力と個性を發揮し、社会の一員として、共に生きる社会をつくっていきましょう。

原因となる疾患や症状とその程度によって障がいを規定してきた、これまでの「医学モデル」ではなく、様々な社会環境との相互作用や社会との関係の在り方によって「障がい」が生ずるとする「社会モデル」的認識への転換が求められています。

障がいのある人が、ありのままで受け入れられ、不利益を受けることなく生活できる社会は、誰にとっても暮らしやすい社会であるはずです。

このような社会の実現のためには、障がいや障がい者のことを正しく理解し、日常的なふれあいや交流を深めていくことが大切です。



# 「ハンセン病回復者等の人権」について

ハンセン病について、正しく理解していますか？ 偏見や差別をなくすために私たちにできることは何でしょうか？

今回は、ハンセン病問題の語り部として、また、国立ハンセン病療養所「菊池恵楓園」の退所者で作る「ひまわりの会」の会長として、ハンセン病問題についての啓発活動を続けておられる、中 修一さんの平成25年度のラジオ番組の内容を再構成して御紹介します。

## Q1. ハンセン病とはどんな病気ですか？

ハンセン病は「らい菌」という細菌による感染症です。

ハンセン病の発病者は紀元前からいました。完治しても外見上の変形が残る場合があることや隔離政策などによって、社会の中に「ハンセン病は怖い病気」だという考えが定着してしまいました。

しかし、「らい菌」は感染力がとても弱く、一緒に食事をしたり、風呂に入ったりしてもうつることではなく、非常に感染しにくい病気です。

また、現在は治療法が確立しているため、障がいを残すことなく外来通院で治すことができる病気です。

でも、まだまだ社会には、ハンセン病問題に対して無理解な人や偏見を持っている人が大勢います。

## Q2. 隔離政策によりとても辛い体験をしてこられたのですね？

私は、昭和45年から平成14年までの32年間、菊池恵楓園に入所していました。

その間、菊池恵楓園では自治会の役員を務め、「らい予防法」廃止運動や平成13年に勝訴判決を勝ち取った「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」の裁判を闘ってきました。

療養所のコンクリート塀の中で起こっている実態を世の中の人に知ってもらい、世論の力を借りないと「らい予防法」廃止も裁判勝訴もできないと考え、テレビや新聞の報道番組にも参加しました。

たまたまハンセン病という病気になったため、強制的に隔離され、亡くなっても故郷に帰ることもできず、療養所の納骨堂に安置されている方もたくさんおられます。

## Q3. 中さんは、積極的に啓発活動をされていますが、

### ハンセン病問題の解決のために大事なことは何でしょうか。

大事なのは、なぜ差別や人権侵害という問題が起きるのか、広い視点でその原因まで考えることです。例えば、入所者が国を相手に訴訟を起こした時も「国費で生活しているながら、なぜ国を相手に戦うのか。」とか、また勝訴が確定した時も「賠償金が貰えて良かったな。」など心ない誹謗中傷がありました。これは、表面的なことしか見てないから言えることです。入所者の皆さんが欲しかったのはお金ではなく、社会から隔絶された中で自分がこの時代に生きていた証というか、まさに「自分の人生」です。

そして、最も大事なことは、差別や人権の問題を知って、単に知識として学ぶだけではなく、もし自分が差別されたら、あるいは自分の人権を侵害されたらどんな気持ちになるだろうかと考えることです。一人ひとりが意識していくことで、差別をなくすことができると思います。

# 頑張ってます！

このコーナーでは、県内の市町村における人権啓発の取組みについてお知らせします。  
今回は長洲町の取組みを御紹介します。

## 「長洲町における人権啓発の取組みについて」

長洲町では、人権教育の研究と推進を図るために長洲町人権教育推進協議会を組織し、「就学前教育部会」「学校教育部会」「社会教育部会」の各部会において、人権教育のリーダーを担うための研修や講演会などの普及啓発活動を実施しています。

昨年は、11月27日(水)に町中央公民館において、熊本市食肉センターの坂本義喜さんを講師にお迎えし、「長洲町人権教育講演会」を開催しました。講演前には、坂本さん原作の「いのちをいただく」の紙芝居の読み聞かせや県の人権啓発キャラクター・コッコロ率いる「コッコロ隊」による人権ミニステージがありました。参加者からは、「人権問題は難しいイメージが強かったが、とてもわかりやすく勉強になりました。」などの声が聞かれ、講演後の質疑応答も活発で、とても和やかな中での実りある講演会となりました。

他にも、保育士・幼稚園教諭や各小中学校の児童生徒及び保護者、教職員を対象にした講演会を実施したり、12月の人権週間には、毎年、町内の小中学校の児童生徒による人権メッセージ150点とポスターを展示した「人権メッセージ作品展」を開催しています。また、男女共同参画を推進するため、主に事業所を対象とした講演会や実態調査などを実施し、誰もが働きやすい職場環境づくりにも取り組んでいます。

長洲町では、これからも地域・学校・企業・関係機関との連携を取りながら、人権教育を積極的に推進し、一人ひとりが人間らしく幸せに暮らす権利が尊重される明るく優しい町づくりを目指していきます。

### 長洲町人権教育講演会

紙芝居「いのちをいただく」の読み聞かせ



人権メッセージを展示、どれも心に響く作品です。

## 人権に関する相談をお受けします。

熊本県人権センターでは、相談員が面接や電話で人権に関する相談をお受けし、助言や情報提供を行っています。（相談は無料。プライバシーは守ります。）  
下記の相談専用電話まで御連絡ください。

相談専用電話 096-384-5822

相 談 時 間 9:00～12:00／13:00～16:00

◆熊本県では、部落差別につながるような結婚や就職に際しての身元調査をしてはならないと条例で定めています。

## 熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課（熊本県人権センター）

住 所 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 [県庁行政棟新館2階]

開 館 時 間 8:30～17:15

休 館 日 土曜・日曜・祝日・年末年始

電 話 096-333-2299

F A X 096-383-1206

メ ー ル jinken@pref.kumamoto.lg.jp

熊本県人権センター

検索

